

復興大臣 吉野 正芳 様

浪江町の復興に向けた要望書

平成29年5月20日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



- 1 福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域に「特定復興再生拠点区域」を整備することができるようになったが、その整備計画は、町が策定し国が認定するスキームとなっている。拠点の整備にあたっては、町の意向を最大限尊重した形で、計画を認定していただきたい。

- 2 国が実施する、「大規模水素製造拠点」を浪江町の棚塩地区に整備するよう、福島県が国に推薦することが決まった。国による正式決定に向け、当該地区の造成を速やかに完成させなければならないところ、必要な財政支援をお願いしたい。

- 3 買い物環境については、まち・なみ・まるしえへの支援、事業再開への支援などで徐々に充実してはいるが、町民からは生鮮食品店、ドラッグストア、ホームセンターなど中型小売店の誘致等、更なる充実の声が多数寄せられているところであり、早期の実現について支援をいただきたい。

- 4 「交流・情報発信拠点」の整備について、国、県など関係機関と町が円滑な事務協議を進めるとともに、必要な財政支援をお願いしたい。

以上